

白子町子ども・子育て支援事業計画

～育てよう 夢いっぱい 笑顔あふれる 白子の子どもたち～



平成 27 年 3 月

白 子 町

はじめに



近年、少子高齢化に加え、人口減少が大きな社会問題となっております。今までの発想の切り替えや潜在している地方の良さの掘り起こしを進め、地方に人々がとどまり、希望通りに子供を持てる、何より家族に団らんがある社会を目指し、この町にあった子育て、あるいは日本全体の流れと併せた子育てをしていかなければならないと考えます。

こうした中、本町では平成 17 年に次世代育成支援対策推進法に基づき、長生郡市の市町村が広域的なサービス提供の観点から合同で計画し、「長生郡市次世代育成支援対策地域行動計画（前期計画）」を、平成 22 年には「長生郡市次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画）」を策定し、各種の子育て支援施策を展開してまいりました。

このたび、子ども・子育て関連 3 法が平成 24 年 8 月に成立し、市町村において新たな子ども・子育て支援事業計画の策定が義務付けられました。そこで、平成 27 年度から 5 年を 1 期とする「白子町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。本計画の基本理念を「育てよう 夢いっぱい 笑顔あふれる 白子の子どもたち」とし、子育てについての第一義的な責任が親にあることを前提にしつつ、未来ある子どもやその子どもを育てる家族を社会、地域が見守り、応援をする形を基本とし推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、子育てをしているご家庭に対するアンケート調査などで貴重なご意見を賜りました町民の皆さま、計画策定にご尽力いただきました、白子町子ども・子育て会議の皆さま、関係各位に対しまして、心からお礼申し上げますとともに、この計画の推進につきまして、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 27 年 3 月

白子町長

林 和雄

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景	1
1 少子化の進行	1
2 子育てをめぐる環境の変化	2
第2節 計画策定の目的	2
第3節 計画の位置づけ	3
第4節 計画の期間	3
第5節 子ども・子育て支援新制度の概要	4
第2章 白子町の子どもと子育て家庭の現状と課題	5
第1節 人口や世帯等の状況	5
1 総人口と総世帯の状況	5
2 年齢3区分人口の推移	6
3 世帯類型等の推移	7
4 女性の就業状況	8
5 配偶関係の状況	9
6 出生数の推移	10
第2節 白子町における保育サービスの状況	11
1 保育所の状況	11
2 妊婦健康診査	12
3 新生児・妊産婦訪問指導	12
4 病児・病後児保育事業	12
5 放課後児童健全育成事業（学童保育）	13
6 その他のサービス	13
第3節 アンケート調査からみた白子町の子育て環境について	14
1 子育てしやすいまちづくりについて	14
2 教育・保育に求めること	15
第3章 計画の基本的な考え方	16
第1節 計画の基本理念	16
第2節 計画の基本方針	17
1 児童人口の推移	17
2 計画期間の将来推計人口	18
第3節 教育・保育提供区域の設定	19
第4章 分野別施策の展開	20
第1節 地域における子育て支援の充実	22
1 就学前の教育・保育の提供	22

2	地域における子育て支援サービスの充実	23
3	児童の健全育成	23
4	経済的支援の充実	24
第2節	母性と乳幼児等の健康の確保及び増進	25
1	子どもと親の健康の確保	25
2	食育の推進	27
3	小児医療体制の充実	28
第3節	子どもの心身の成長へ向けた教育環境の整備	29
1	次代の親の育成	29
2	子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	30
3	信頼される学校づくり	31
4	家庭や地域の教育力の向上	32
5	子どもを取り巻く有害環境対策の推進	33
6	子どもの権利づくりの推進	34
第4節	安心して子育てができる環境づくり	35
1	良好な住宅と居住環境の確保	35
2	豊かなまちづくりの推進等	35
3	多様な働き方の実現及び見直し等	36
4	子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	36
第5節	要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	38
1	児童虐待防止対策の充実	38
2	障がい児施策の充実	39
3	ひとり親家庭の自立支援の推進	39
第5章	子ども・子育て支援サービスの量の見込みと確保策	40
第1節	幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保策	41
1	量の見込み	41
2	提供体制の確保の内容及びその実施時期	41
3	幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保	42
第2節	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策	43
1	概要	43
2	量の見込み	43
3	提供体制の確保の内容及びその実施時期	44
第6章	計画の推進	46
第1節	計画の推進にあたっての役割分担と連携	46
第2節	計画の進行管理	46
資料編		47
1	白子町子ども・子育て会議	47

(1)	白子町子ども・子育て会議規則.....	47
(2)	白子町子ども・子育て会議委員名簿.....	48
2	計画策定の経過.....	49

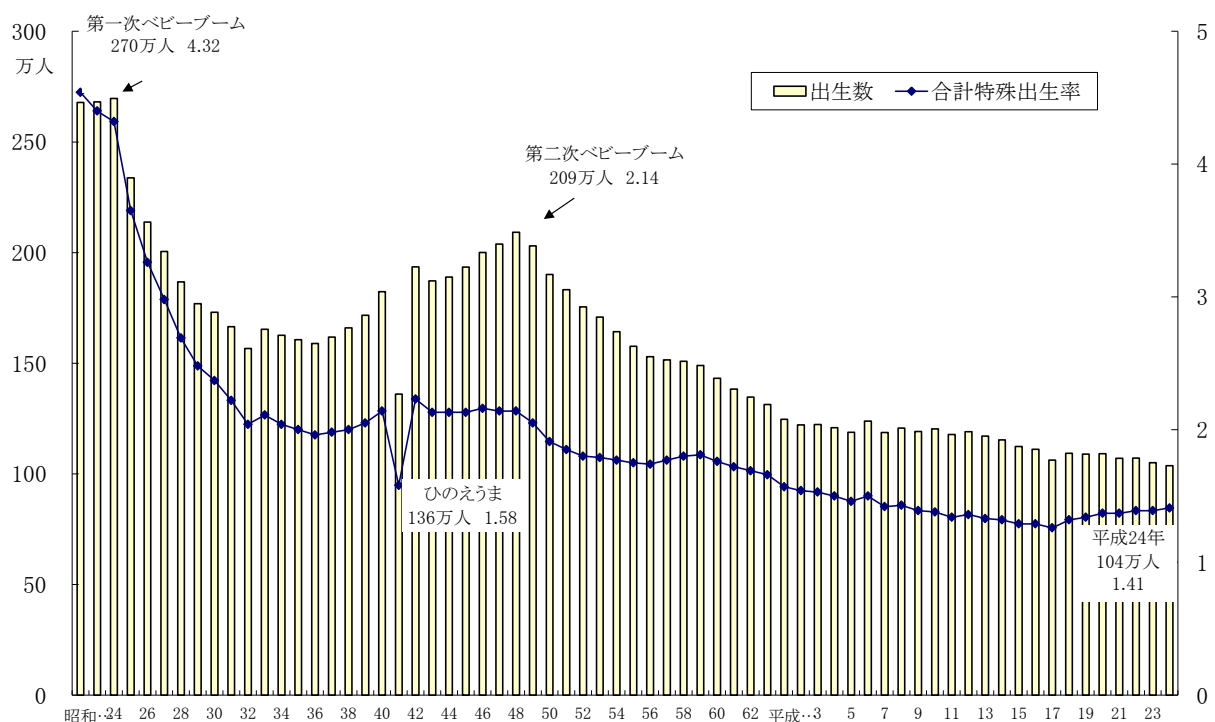
第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

1 少子化の進行

わが国の出生数は、平成24年は104万人で、昭和48年の209万人以降、減少傾向にあります。また、1人の女性が一生の間に産む子どもの数の目安とされる合計特殊出生率は、平成17年の1.26を底として、平成24年は1.41とやや回復傾向にあるものの、将来にわたって人口を維持するために必要とされる2.08をいまだ大きく下回っています。

このような少子化の進行は、今後、社会の活力の低下や、社会保障をはじめとするわが国の社会経済全体に極めて深刻な影響を与えるものであると懸念されています。



資料:厚生労働省「人口動態統計」

2 子育てをめぐる環境の変化

急速な少子化の背景にあるものとして、子どもを生み育てる家庭を取り巻く社会の変化が挙げられます。

国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」によると、わが国の平成 22 年の生涯未婚率は、男性 20.1%、女性 10.6%となっており、これは昭和 55 年に男性 2.6%、女性 4.5%だったことと比較すると、大きく上昇しています。また、厚生労働省「人口動態統計」によると、平成 24 年の日本人の平均初婚年齢は、男性が 30.8 歳、女性が 29.2 歳と平均初婚年齢が上昇する晩婚化に加え、平成 24 年の第 1 子の出生時の母親の平均出産年齢が 30.3 歳という晩産化も進んでいます。

このような背景には、非正規雇用の増加、ひきこもり問題など、若者が経済的・精神的に自立できない状況の顕在化や、結婚や子どもを持つことに対する意識の多様化があると考えられます。さらに、親をめぐる問題だけでなく、身近で安全な遊び場や集団的な遊びの機会の減少、地域の教育機能の低下などがみられるとともに、慣れない育児や子どもの進学への不安、経済的負担の増大など、安心して子どもを生み育てることが厳しい状況となっています。

こうした環境の多様な変化に対応し、地域全体、社会全体で子どもとその親を育む仕組みづくりが求められています。

第 2 節 計画策定の目的

平成 27 年度から始まる子ども・子育て支援新制度は、平成 24 年 8 月に制定された「子ども・子育て関連 3 法」に基づき、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指す制度です。

白子町では、これまで平成 17 年 4 月に施行された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成 17 年に「長生郡市次世代育成支援対策地域行動計画（前期計画）」、平成 22 年に「長生郡市次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画）」を策定し、長生郡市を一つの地域とした広域的なサービス提供の観点から、子育て支援の制度を整備してきました。

本計画は、新制度下において、本町の子ども・子育て支援サービスの需給量の見込みや確保方策等をきめ細かく計画するとともに、住民や教育・保育従事者、地域、行政が協働で取り組んでいく施策・事業の方向を明らかにするために策定します。

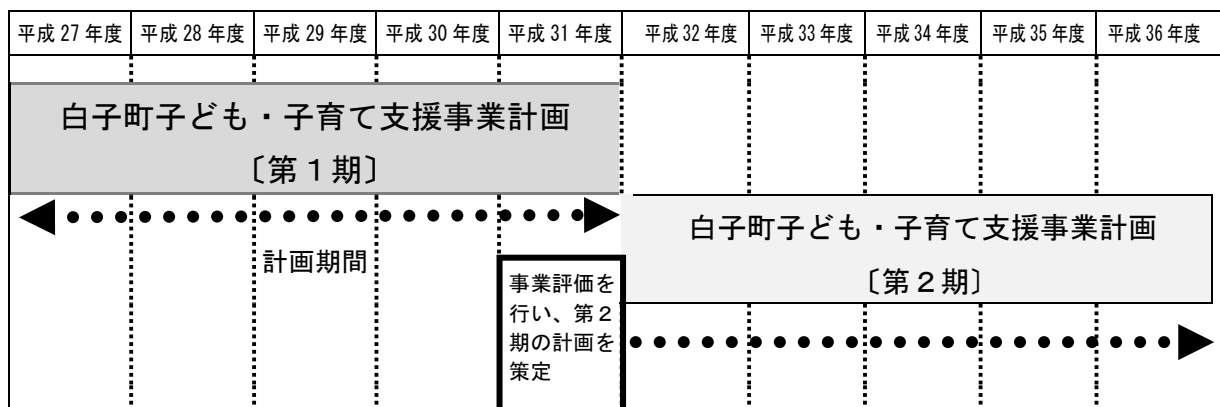
第3節 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、内閣府から示された「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即して、「教育・保育提供区域」ごとの各年度の「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込み、これらの確保方策を定めます。

なお、本町においては、市町村における子育て支援施策は、子ども・子育て支援関連3法や児童福祉法のみならず、保健・医療、雇用、住環境など、まちづくりの中で総合的な視野で実施していくことが重要と考えるため、「長生郡市次世代育成支援対策地域行動計画」で掲げた各分野における施策の方向性についても、本計画で位置づけます。

第4節 計画の期間

子ども・子育て支援事業計画は、平成27（2015）年度から、平成31（2019）年度まで5年間で第1期とした計画期間とします。



第5節 子ども・子育て支援新制度の概要

子ども・子育て支援新制度とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づく制度のことです。

■子ども・子育て関連3法

子ども・子育て支援法

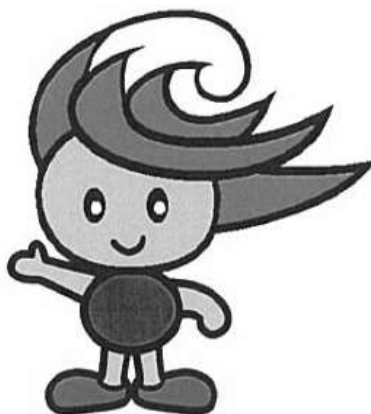
認定こども園法の一部改正法

子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法

これまで国では、「エンゼルプラン」や「次世代育成支援対策推進法」などに基づき、少子化対策として、子育て支援に関わる様々な施策を推進してきましたが、人口減少社会の到来とさらなる少子化の進行、依然解消されない待機児童問題、地域の子育て力の低下、幼稚園と保育所の制度再構築の要請などから、抜本的な制度改革が求められていました。

「子ども・子育て支援法」第2条では、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行うことが基本理念として掲げられています。このような基本理念の下、新制度では、子ども・子育て支援に関して、基礎的自治体としての市町村の権限と責任が大幅に強化されました。市町村は、それぞれの地域の特性や課題に即して、より柔軟に制度運営・サービス提供を行っていけるようになった半面、ひとり親などの家族構成や、保護者の就労状況に準じた「保育の必要性の認定」の制度が導入され、支給認定を受けた子どもを保育するための供給体制を確保することが義務化されることとなりました。

こうした国の少子化対策の変化に対応しつつ、町の現状に適したさらなる施策を推進・展開していくことが求められています。



第2章 白子町の子どもと子育て家庭の現状と課題

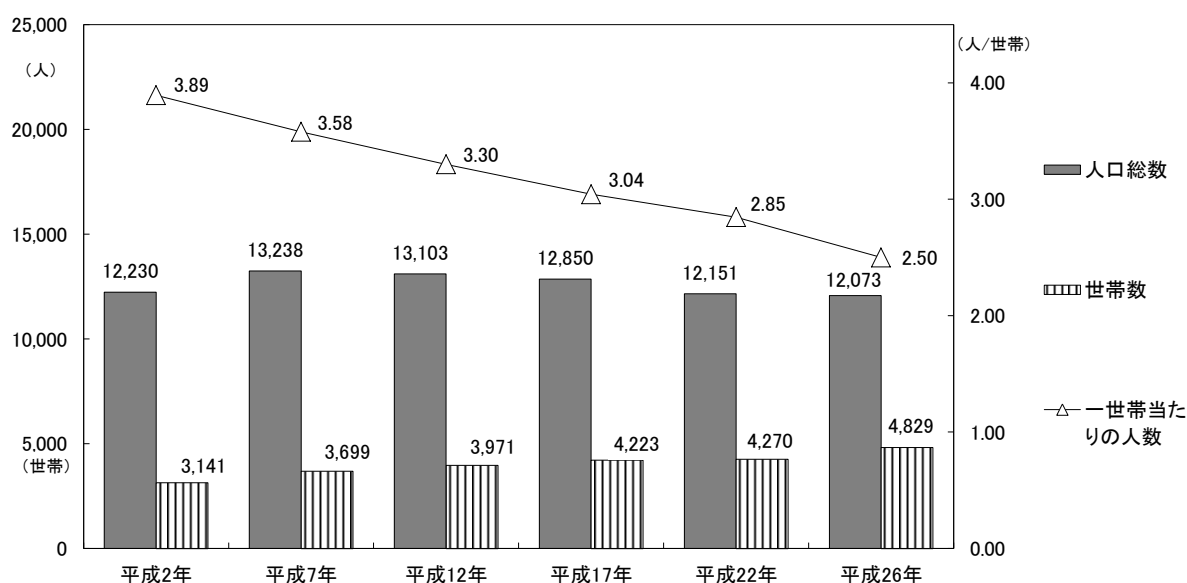
第1節 人口や世帯等の状況

1 総人口と総世帯の状況

平成26年4月1日現在、本町の人口は12,073人で、世帯は4,829世帯、一世帯当たりの人口は2.50人となっています。人口の推移をみると、平成2年から平成7年にかけて一時増加したものの、平成7年以降、減少が続いています。一方、世帯数の推移については、平成2年以降増加し続けています。このことから、一世帯当たりの人口は減少し、平成22年以降3.0人を割り、世帯の少人数化が顕著となっています。

■人口と世帯数の推移 資料：国勢調査（平成2年～平成22年）、住民基本台帳（平成26年）

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成26年
人口総数	12,230	13,238	13,103	12,850	12,151	12,073
男性	5,927	6,459	6,401	6,272	5,944	6,003
女性	6,303	6,779	6,702	6,578	6,207	6,070
世帯数	3,141	3,699	3,971	4,223	4,270	4,829
一世帯当たりの人数	3.89	3.58	3.30	3.04	2.85	2.50

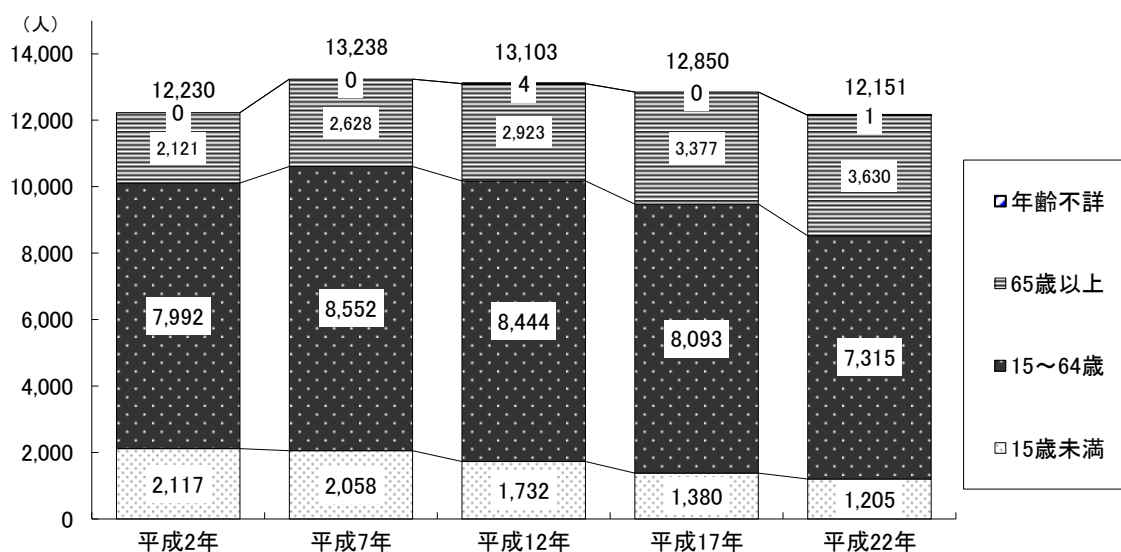


2 年齢3区分人口の推移

平成22年の国勢調査によると、本町の15歳未満の年少人口は1,205人で、年少人口比率は9.9%である一方、65歳以上の老年人口は3,630人で、老年人口比率は29.9%となっています。年齢3区分の人口の推移をみると、少子・高齢化の進行しており、平成2年と平成22年を比較すると、年少人口が7.4ポイント減なのに対し、老年人口は、12.6ポイント増となっています。

■年齢3区分人口構成の推移 資料:国勢調査

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総人口	12,230	13,238	13,103	12,850	12,151
15歳未満	2,117	2,058	1,732	1,380	1,205
割合	17.3%	15.5%	13.2%	10.7%	9.9%
15～64歳	7,992	8,552	8,444	8,093	7,315
割合	65.3%	64.6%	64.4%	63.0%	60.2%
65歳以上	2,121	2,628	2,923	3,377	3,630
割合	17.4%	19.9%	22.3%	26.3%	29.9%
年齢不詳	0	0	4	0	1
割合	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%



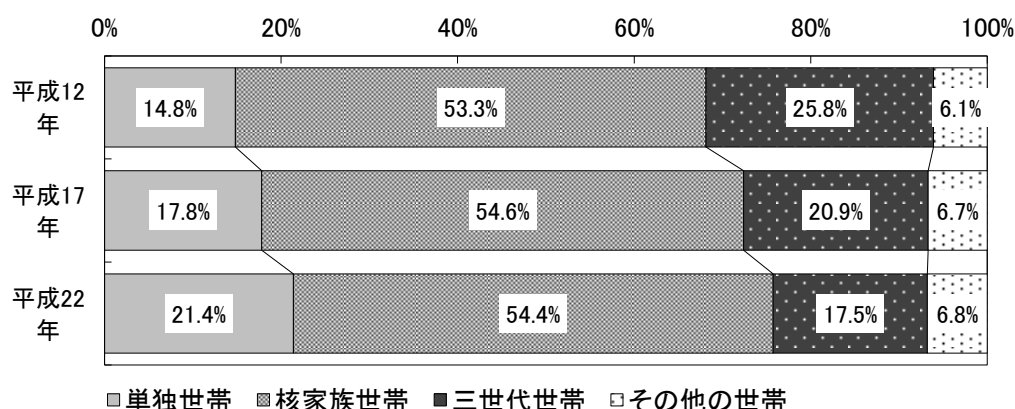
3 世帯類型等の推移

国勢調査によると、平成 22 年の一般世帯数の合計は、4,270 世帯で、核家族世帯が 2,322 世帯、三世帯世帯が 746 世帯、単独世帯が 913 世帯となっています。平成 12 年からの構成割合の推移をみると、単独世帯と核家族世帯が増加し、三世帯世帯が減少しています。

18 歳未満の親族のいる世帯数は、平成 22 年では 902 世帯、一般世帯の 21.1% で、減少が続いています。

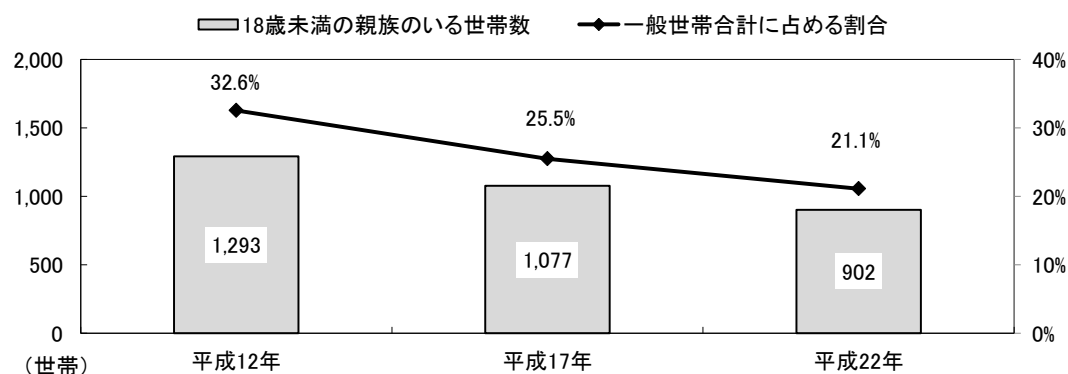
■世帯類型の推移 資料:国勢調査

	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年	
	世帯	割合	世帯	割合	世帯	割合
単独世帯	588	14.8%	752	17.8%	913	21.4%
核家族世帯	2,118	53.3%	2,306	54.6%	2,322	54.4%
三世帯世帯	1,024	25.8%	882	20.9%	746	17.5%
その他の世帯	241	6.1%	283	6.7%	289	6.8%
合計(一般世帯数)	3,971	100.0%	4,223	100.0%	4,270	100.0%



■18 歳未満の親族のいる世帯数の推移 資料:国勢調査

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
18 歳未満の親族のいる世帯数	1,293	1,077	902
一般世帯合計に占める割合	32.6%	25.5%	21.1%



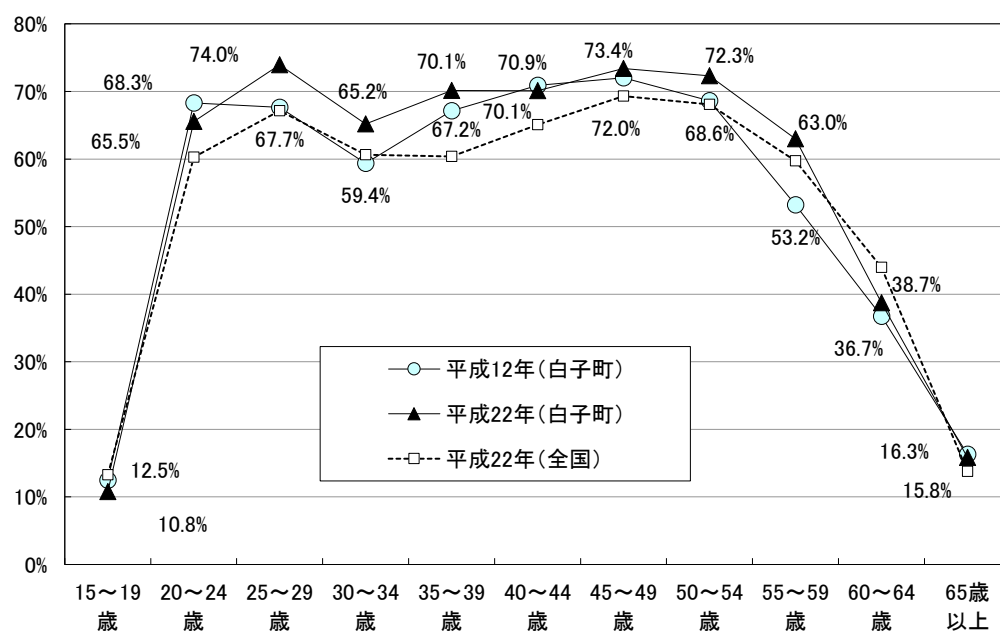
4 女性の就業状況

年齢別にみた女性の就業率の傾向については、平成22年と平成12年を比較すると、出産・育児期にあたる20歳代後半から30歳代にかけての就業率が下がる、いわゆるM字型曲線の傾斜は緩やかになっているものの、おおむねどの年齢層においても就業している割合は、平成12年を平成22年が上回っています。出産や育児を契機に離職せず、就業を続ける人が増えていることが考えられます。

また、平成22年度について、本町と全国を比較すると、20～60歳までの女性の就業率は本町の方が高くなっており、本町の女性の就業割合が高い傾向にあると言えます。

■女性の就業者数の推移 資料:国勢調査

	平成12年			平成17年			平成22年		
	就業者数	人口	割合	就業者数	人口	割合	就業者数	人口	割合
15～19歳	51	409	12.5%	37	344	10.8%	30	260	11.5%
20～24歳	235	344	68.3%	215	328	65.5%	166	266	62.4%
25～29歳	251	371	67.7%	230	311	74.0%	209	294	71.1%
30～34歳	206	347	59.4%	223	342	65.2%	185	275	67.3%
35～39歳	229	341	67.2%	235	335	70.1%	250	343	72.9%
40～44歳	290	409	70.9%	244	348	70.1%	243	333	73.0%
45～49歳	355	493	72.0%	295	402	73.4%	236	338	69.8%
50～54歳	374	545	68.6%	363	502	72.3%	281	390	72.1%
55～59歳	255	479	53.2%	359	570	63.0%	317	504	62.9%
60～64歳	158	430	36.7%	199	514	38.7%	291	591	49.2%
65歳以上	273	1,676	16.3%	302	1,906	15.8%	297	2,039	14.6%
合計	2,677	5,844	45.8%	2,702	5,902	45.8%	2,505	5,633	44.5%



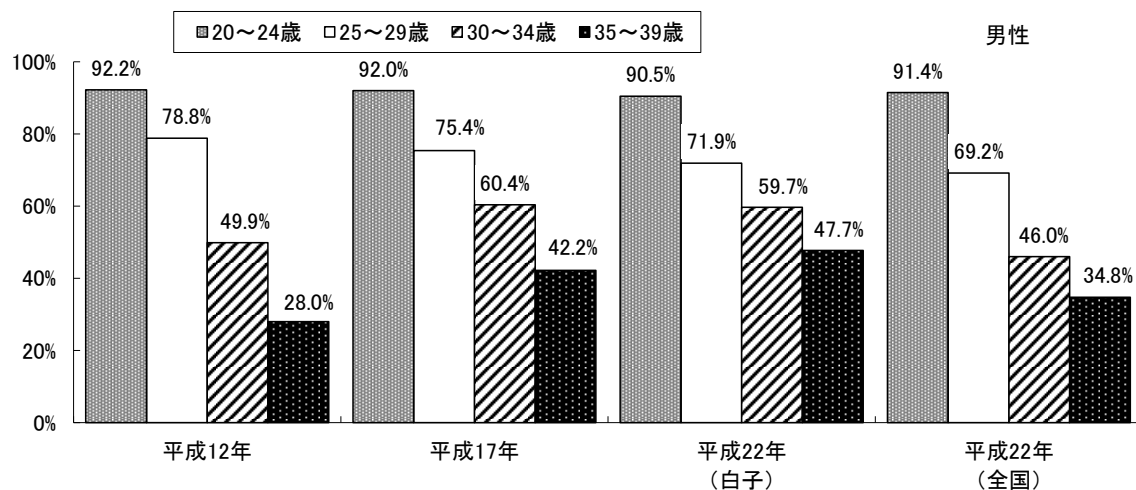
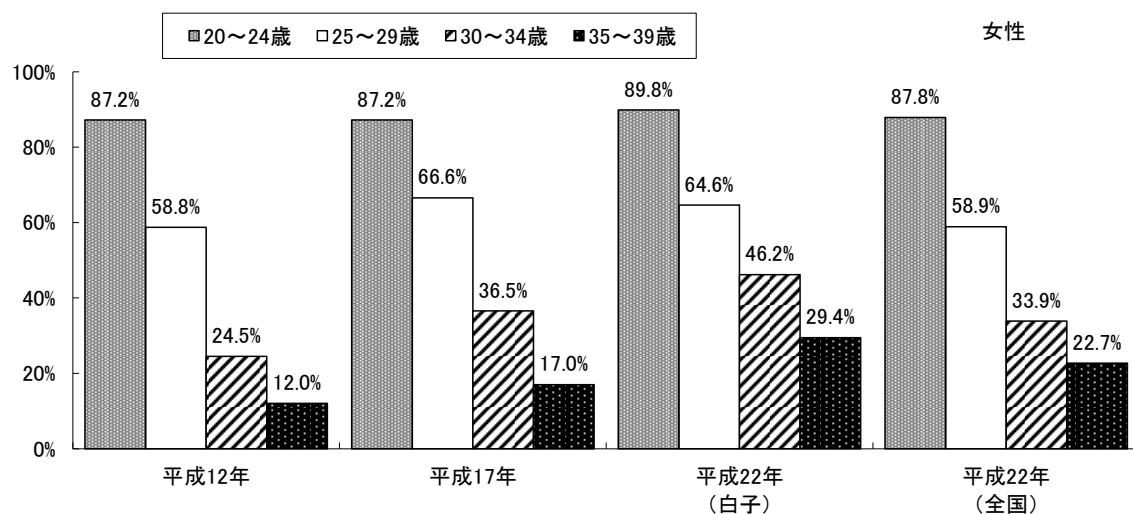
5 配偶関係の状況

平成 22 年の 20 歳代、30 歳代の未婚率（離婚した人は含まない）をみると、35～39 歳の層でも、男性の 47.7%、女性の 29.4%が未婚となっています。この割合は、女性は平成 12 年の約 2 倍、男性は約 1.5 倍に当たり、晩婚化・非婚化の傾向がうかがわれます。

平成 22 年の全国値と本町の値を比較すると、男女共に 20 歳代前半を除きどの年代でも全国値よりも未婚者数の割合が高くなっています。

■配偶関係の状況 資料:国勢調査

性別	年齢区分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年	
		人数	未婚の割合	人数	未婚の割合	人数	未婚の割合
女性	20～24 歳	300	87.2%	286	87.2%	239	89.8%
	25～29 歳	218	58.8%	207	66.6%	190	64.6%
	30～34 歳	85	24.5%	125	36.5%	127	46.2%
	35～39 歳	41	12.0%	57	17.0%	101	29.4%
男性	20～24 歳	296	92.2%	286	92.0%	237	90.5%
	25～29 歳	294	78.8%	242	75.4%	202	71.9%
	30～34 歳	174	49.9%	233	60.4%	179	59.7%
	35～39 歳	101	28.0%	146	42.2%	179	47.7%



6 出生数の推移

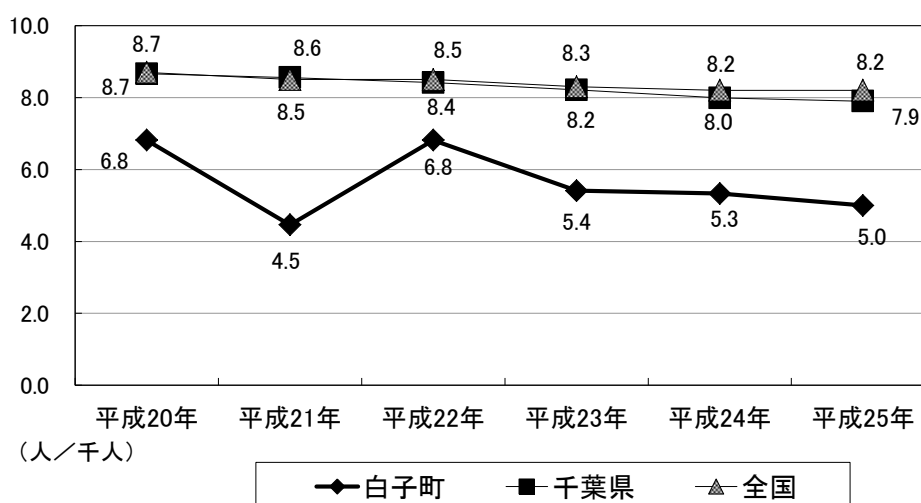
本町の出生数は、平成 25 年には、53 人となっており、年々減少が続いています。人口 1,000 人当たりに対する出生数は、平成 25 年は 5.0 となっています。平成 20 年以降の推移をみると、平成 21 年に 4.5 まで減少したものの、それ以外の年は 5.0～7.0 の間で横ばいとなっています。

合計特殊出生率については、0.88 と突出して低い値となった平成 21 年を除いて、1.0～1.5 の間で変動しています。また、平成 23 年以降、全国や県の平均と比較して低い値となっています。

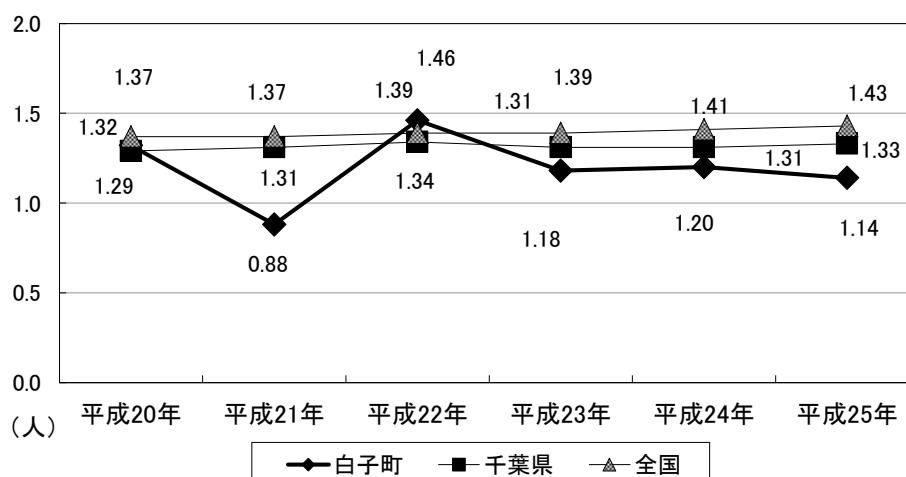
■出生数の推移

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
82	55	88	66	68	53

■出生率の推移 資料:千葉県保健所統計年報



■合計特殊出生率の推移 資料:千葉県保健所統計年報



第2節 白子町における保育サービスの状況

1 保育所の状況

認可保育所は、公立が3か所あります。保育所の利用者数はほぼ横ばいとなっているものの、出生児数との比較では、保育所のニーズは高まっていると言えます。また、3歳未満児の入所が増えており、保育士の確保・配置の工夫に努めています。

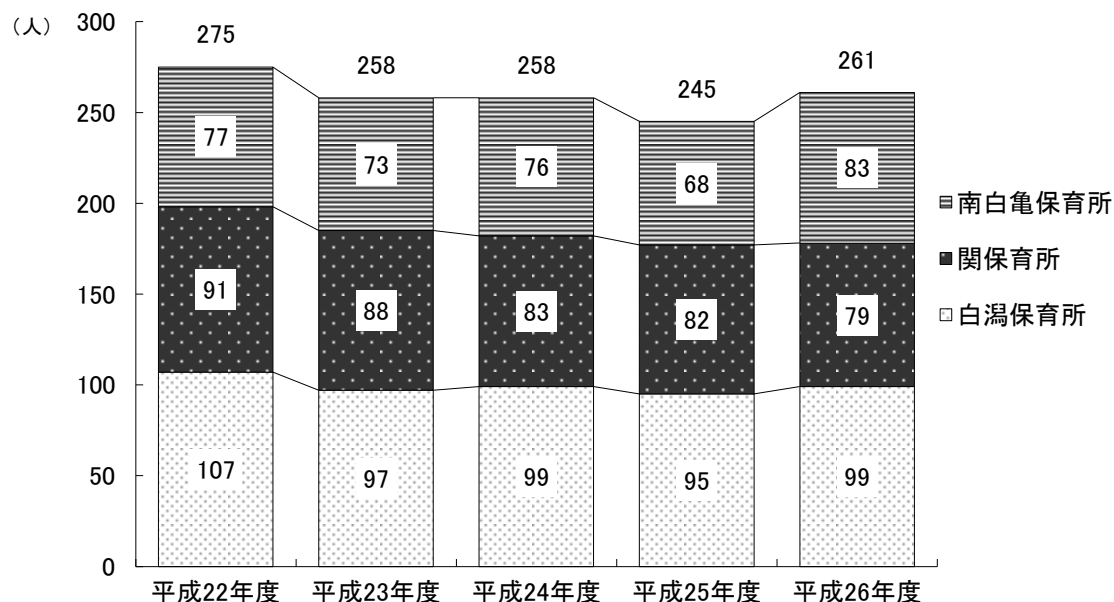
一時保育については、南白亀保育所で実施しており、生後6か月から就学前の児童を対象に1日定員6人で実施しています。延長保育については7時半～8時、16時～19時の時間で全ての保育所で実施しています。土曜日保育については、関保育所（平成26年現在）で実施しています。

■保育所概要

	所在地	定員	延長保育	一時保育	土曜日保育
白潟保育所	八斗 1486	150	○		
関保育所	関 6722	100	○		○
南白亀保育所	牛込 85	100	○	○	

■保育所の入所者数の推移（各年4月1日現在）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
白潟保育所	107	97	99	95	99
関保育所	91	88	83	82	79
南白亀保育所	77	73	76	68	83



■一時保育利用者数の推移（年間延べ人数）

	平成22年度※	平成23年度	平成24年度	平成25年度
南白亀保育所	189	435	591	638

※平成22年6月より開始。

2 妊婦健康診査

妊婦健康診査については、14 回分の健診費用の助成を行っています。

■利用者数の推移(年間延べ件数)

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
948	879	776	721

3 新生児・妊産婦訪問指導

育児不安を軽減するために、全出生児に対して保健師が訪問しています。

■利用者数の推移(年間延べ人数)

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
86	73	67	55

4 病児・病後児保育事業

酒井医院内、病児保育所ラッコッコで、月・火・水・金・土（木曜・日曜及び祝祭日は休み）に開設しています。

■利用者数の推移(年間延べ人数)

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1,253	1,343	1,310



5 放課後児童健全育成事業（学童保育）

平成 24 年度から各小学校区に 1 施設、3 か所で実施しています。いずれも民設民営（保護者会）による運営です。

■学童保育の概要

	定員	所在地
なのはなキッズクラブ	40(目安)	中里 2670(旧JA長生白潟支所)
げんきっ子クラブ	40(目安)	関 3889-1(関小学校)
かめっこクラブ	40(目安)	牛込 12(南白亀小学校)

■利用者数の推移

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
なのはなキッズクラブ	46	43	36	47	35
げんきっ子クラブ	—	—	22	23	23
かめっこクラブ	—	—	5	24	19
合計	46	43	63	94	77

6 その他のサービス

- ・ 毎年 2 月に出生祝記念樹の配布をしています。
- ・ ことばや行動の発達に不安がある未就学児を対象に『こあらっこ』※（個別発達相談）を実施しています。
- ・ 町内在住の 0 ～ 2 歳未満の子どもがいる家庭に対し、子育て環境の向上と子育て応援として使用済みのおむつ用ごみ袋を無料で配布しています。

※こあらっこ

つくも幼児教室の心理相談員と保健福祉課保健師の計 2 名が月 1 回相談を受けています。件数は、月 1 ～ 2 件程度であり、相談がない月は 3 保育所へ訪問することもあります。

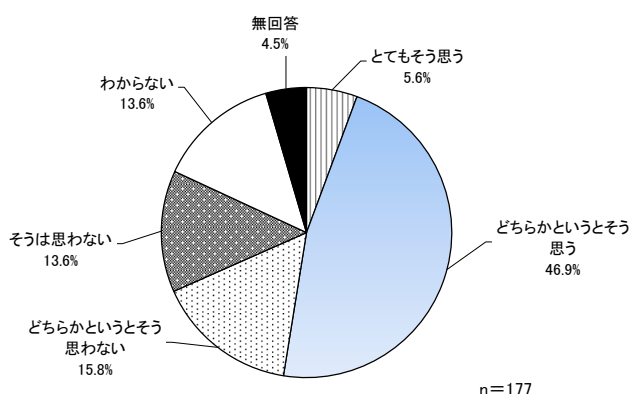


第3節 アンケート調査からみた白子町の子育て環境について

1 子育てしやすいまちづくりについて

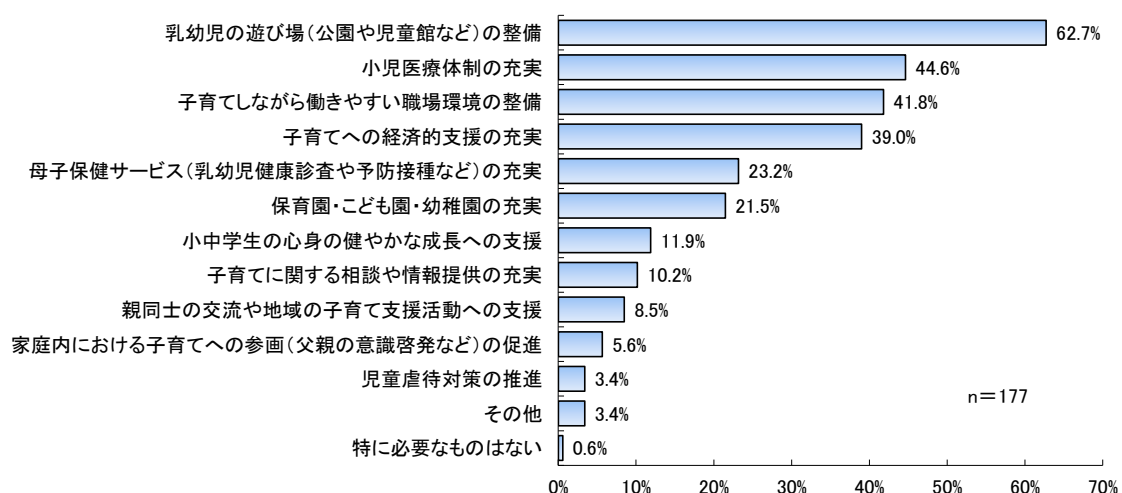
白子町が子育てしやすい環境であると感じているかについては、『そう思う』（「とてもそう思う」＋「どちらかというと思う」）と回答した人が5割を超えています。

「白子町は、子育てしやすいまち」であると思う割合



子育てをしやすいまちづくりのために重要だと思うことについては、「乳幼児の遊び場（公園や児童館など）の整備」（62.7%）が最も多く、次いで「小児医療体制の充実」（44.6%）、「子育てしながら働きやすい職場環境の整備」（41.8%）と続きます。

子育てをしやすいまちづくりのために重要だと思うこと（複数回答）

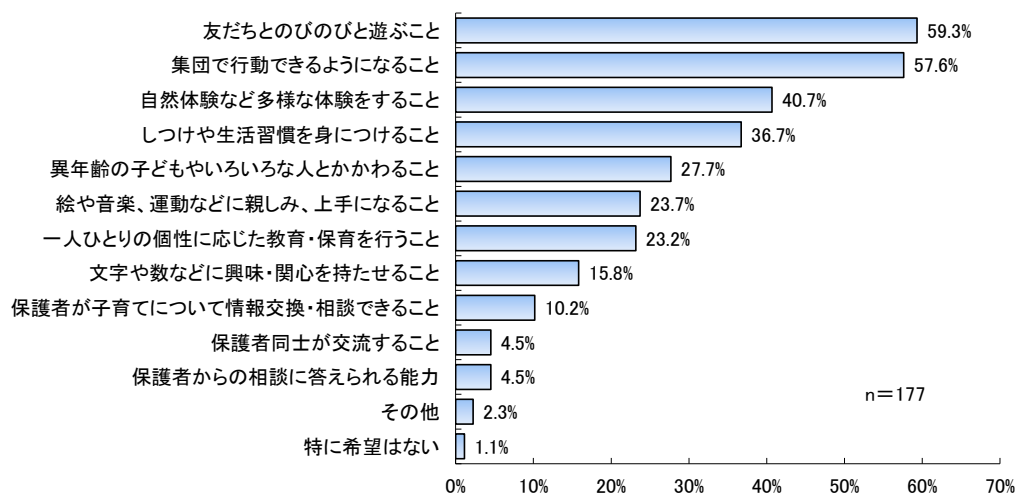


資料：白子町子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査（平成26年12月）

2 教育・保育に求めること

保育所などに望むことについては、「友だちとのびのびと遊ぶこと」(59.3%)が最も多く、次いで「集団で行動できるようになること」(57.6%)、「自然体験など多様な体験をすること」(40.7%)と続きます。

保育所などに望むこと（複数回答）



資料：白子町子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査（平成 26 年 12 月）



第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

平成27年4月から始まる子ども・子育て新制度では、子育てについての第一義的な責任が親にあることを前提にしつつ、子どもやその子どもを育てる家族や地域の子育て力の低下等を踏まえ、子育てに関する新たな支え合いの仕組みを構築することを目的としています。

また、本町の町民憲章では、住民が暮らしやすい生活をおくるだけでなく、「笑顔」「創意」「夢」といった、より心豊かな生活をおくることを目標としています。

これらの考え方を踏まえ、本計画の基本理念を次のように定めます。

■基本理念

育てよう 夢いっぱい 笑顔あふれる 白子の子どもたち



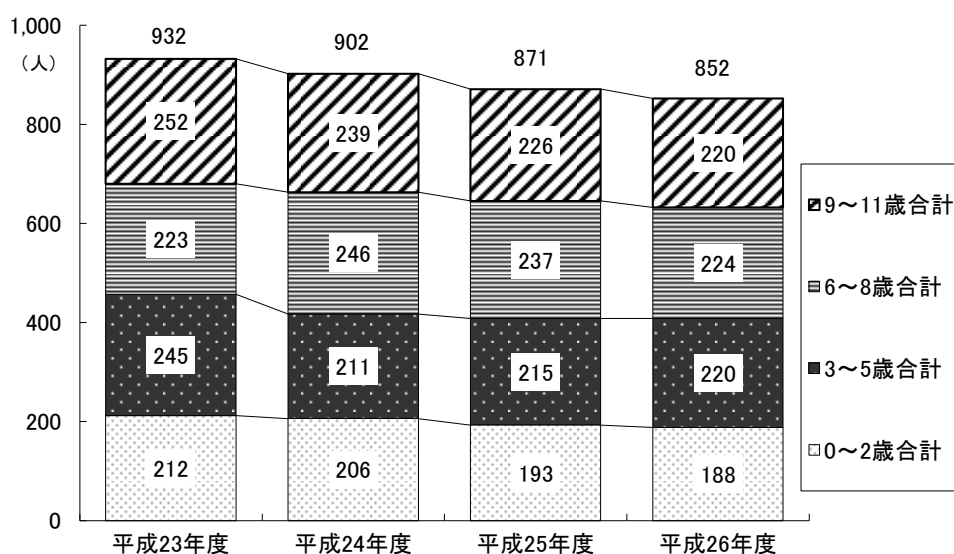
第2節 計画の基本方針

1 児童人口の推移

本町の0～18歳の児童人口は、平成26年4月1日現在1,473人で、その内、小学生までの人口は852人となっています。平成23年度と比較すると、0～18歳までは127人減、小学生までの人口は80人減となっています。

	児童人口の推移			
	23年度	24年度	25年度	26年度
0歳	70	59	57	55
1歳	80	72	67	67
2歳	62	75	69	66
3歳	77	67	77	79
4歳	68	75	64	60
5歳	100	69	74	81
6歳	76	94	69	65
7歳	75	77	90	82
8歳	72	75	78	77
9歳	81	70	76	86
10歳	89	80	68	58
11歳	82	89	82	76
12歳	82	81	87	87
13歳	106	84	79	83
14歳	95	105	85	84
15歳	94	96	103	91
16歳	90	92	93	100
17歳	102	92	91	86
18歳	99	100	88	90
0～2歳合計	212	206	193	188
3～5歳合計	245	211	215	220
6～8歳合計	223	246	237	224
9～11歳合計	252	239	226	220
0～11歳合計	932	902	871	852
0～18歳合計	1,600	1,552	1,497	1,473

※平成26年度は4月1日、平成26年度以前は10月1日現在の住民基本台帳(ただし、外国人登録制度廃止以前の平成23年度については日本人のみ)。

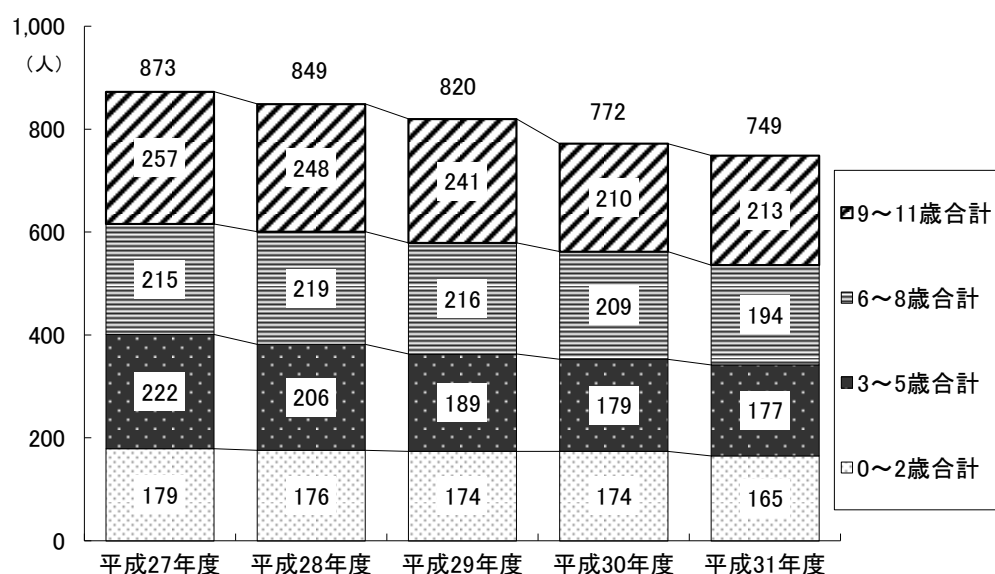


2 計画期間の将来推計人口

コホート変化率法を用いて、本町の将来人口を推計すると、0～11歳の児童人口は、平成27年度に873人、平成31年度には749人と、5年間で124人の減少が見込まれ、今後も児童人口の減少が進行することが考えられます。

	計画年間の児童人口の推移(推計)				
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
0歳	54	60	56	54	52
1歳	62	57	64	59	57
2歳	63	59	54	61	56
3歳	67	66	62	57	64
4歳	76	64	63	59	54
5歳	79	76	64	63	59
6歳	68	77	74	62	61
7歳	76	66	75	72	60
8歳	71	76	67	75	73
9歳	97	71	75	67	74
10歳	81	95	69	73	66
11歳	79	82	97	70	73
12歳	74	77	81	95	69
13歳	86	74	77	81	95
14歳	93	86	75	78	82
15歳	84	92	86	75	78
16歳	91	81	89	83	73
17歳	106	93	83	90	85
18歳	99	103	90	81	87
0～2歳合計	179	176	174	174	165
3～5歳合計	222	206	189	179	177
6～8歳合計	215	219	216	209	194
9～11歳合計	257	248	241	210	213
0～11歳合計	873	849	820	772	749
0～18歳合計	1,506	1,455	1,401	1,355	1,318

※平成23年度～平成25年10月1日の住民基本台帳(日本人人口)をもとに算出した推計値です。なお、「コホート変化率法」とは、各コホート(同じ年又は同じ時期に生まれた人々の集団のこと)について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。



第3節 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、需要の指標となる量の見込やその確保策を「教育・保育提供区域」ごとに設定することが、「子ども・子育て支援法」に定められています。

本町には、中学校区は1区、小学校区は3区、保育所は3か所あります。教育・保育提供区域は、事業資源の配置バランス上の枠組みであり、細かく設定すれば、きめ細やかな計画になりますが、弾力的な運用がしづらいものとなります。本町では、町内全域で柔軟な需給体制を確保するため、教育・保育提供区域を全町一地区と設定します。

第4章 分野別施策の展開

「長生郡市次世代育成支援対策地域行動計画」で推進してきた各施策については、基本目標を以下の5つに再編成して、引き続き、推進に努めていきます。

1 地域における子育ての支援の充実

共働き世帯やひとり親世帯、もしくは頼るべき人がいない子育て家庭など、全ての子育て家庭が、安心して子育てをすることができるよう、子育て支援サービスの充実に努めます。

2 母性と乳幼児等の健康の確保及び増進

妊娠期から幼児期まで、親と子どもの健やかな育ちのために、健診や予防接種をはじめとする保健サービスの充実に努めます。

3 子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備

子どもの心身の健やかな成長のために、保育所、小学校が連携して、様々な体験学習などを取りいれながら、「生きる力」の育成に努めます。

4 安心して子育てができる環境の整備

子どもの健やかな育ちのためには、子どもと子育て家庭を取り巻く地域環境の充実が大切です。交通事故、犯罪、自然災害など、子どもを取り巻く環境には、危険が潜んでいます。子どもが安全に過ごせ、子育てしやすいまちづくりのために、住環境、生活環境、就労環境の整備や、意識の啓発に努めます。

5 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

ひとり親家庭や、障がい児をもつ家庭など、特別な支援が必要な家庭に対し、個々の状況に応じたきめ細かな支援に努めていきます。また、児童虐待など、家庭の抱える問題に対し、早期発見・早期対応ができるような連携体制の確立に努めていきます。

育てよう 夢いっぱい
笑顔あふれる 白子の子どもたち

地域における子育て支援の充実

- ①就学前の教育・保育の提供
- ②地域における子育て支援サービスの充実
- ③児童の健全育成
- ④経済的支援の充実

母性と乳幼児等の健康の確保及び増進

- ①子どもと親の健康の確保
- ②食育の推進
- ③小児医療の充実

安心して子育てができる環境づくり

- ①良好な住宅と居住環境の確保
- ②豊かなまちづくりの推進等
- ③多様な働き方の実現及び働き方の見直し等
- ④子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備

- ①次代の親の育成
- ②子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
- ③信頼される学校づくり
- ④家庭や地域の教育力の向上
- ⑤子どもを取り巻く有害環境対策の推進
- ⑥子どもの権利づくりの推進

要保護児童への対応など
きめ細かな取組の推進

- ①児童虐待防止対策の充実
- ②障がい児施策の充実
- ③ひとり親家庭の自立支援の推進



第 1 節 地域における子育て支援の充実

1 就学前の教育・保育の提供

本町では、保育所 3 か所において、就学前の教育・保育を提供しています。

入所児童数については、町独自の保育料の軽減実施により、保育希望は多く、特に 3 歳未満児に入所が増えている状況です。また、平成 22 年度にスタートした一時預かり事業については、担当保育士の細やかな保育姿勢などが評価され、利用者が増加しています。サービスが定着し、利用者数が増加する一方で、保育士の確保・配置が難しくなっているため、その工夫に努めるとともに、引き続き、保護者のニーズに応じた支援に努めていきます。

N0	事業名	担当課	事業内容
1	教育・保育事業	住民課	公立保育所 3 か所で、定員 350 名を維持します。第 5 章に定める確保策に従い、保育所の整備に努め、児童福祉に努めていきます。
2	延長保育事業	住民課	公立保育所 3 か所において、7 時 30 分から 8 時、16 時から 19 時まで延長保育を継続して実施していきます。第 5 章に定める確保策に従い、保護者の就労・育児の両立を支援していきます。
3	障がい児保育事業	住民課	各保育所において、個々に応じた配慮をする体制に努めています。障がいに応じ、細やかな保育が出来るよう学習会や講演・交流会に積極的に参加できるように配慮しています。
4	乳児保育の促進	住民課	関・南白亀は生後 6 か月から、白濁は 1 歳から受け入れています。乳児保育の促進に努めます。
5	一時預かり事業	住民課	第 5 章に定める確保策に従い、1 日当たり定員 6 人、施設 1 か所を維持します。保育所入所に切り替わる単年度の利用が多いため、今後も広く事業を周知し、子育て支援の充実を図っていきます。
6	保育所子育て支援事業	住民課	地域の子育ての拠点である認可保育所が、子育て支援センターとしての機能を発揮し、誰もが安心して子どもを生み育てられるような地域社会を構築することを目指して支援に努めます。園庭開放、育児相談、在宅児と園児の交流、食育を実施しており、今後も保育所子育て支援の充実に努めます。

2 地域における子育て支援サービスの充実

本町では、保育所のみならず、病児・病後児を対象とした病児・病後児保育や、就学児童を対象とした放課後児童健全育成事業（学童保育）を実施しています。学童保育については、保護者会が運営しており、平成 24 年度からは各小学校区に 1 施設開設しています。

引き続き、現状のサービスの維持に努めます。

N0	事業名	担当課	事業内容
7	病児保育事業	住民課	施設 1 か所で、病児・病後児保育を実施しています。第 5 章に定める確保策に従い、今後も広く町民に周知を図り、継続して支援していきます。
8	放課後児童健全育成事業	住民課	就労などにより保護者が昼間家にいない児童に対し、定員は 40 人を目安として、各小学校区に 1 施設開設しています。第 5 章に定める確保策に従い、今後も継続維持に努めます。

3 児童の健全育成

子どもの自主性や社会性を育てていくためには、子ども同士の触れ合いが重要です。しかし、著しい少子化に伴って子ども同士の交流の機会が減少していることが懸念されます。

そのため、子どもが自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる居場所づくりのため、福祉関係課と教育課が連携し、整備に努めていきます。また、スクールカウンセラーや、教育相談員の配置等、相談体制の充実に努めます。

N0	事業名	担当課	事業内容
9	児童・生徒のための放課後の居場所づくり	生涯学習課	小学生を対象とした放課後の居場所づくりのため、サッカーやミニバス等、スポーツ少年団活動の支援を実施し、放課後の居場所づくりの充実に努めます。
10	児童遊園	保健福祉課	児童遊園の整備と安全管理に努めます。
11	公民館・文化会館等の活動の推進	生涯学習課	公民館・文化会館等の活動の推進に努めます。
12	図書館・図書室活動の推進	生涯学習課	リクエストサービスの充実を図るため、他館との連携を密にするよう努めます。
13	子ども読書活動の推進	生涯学習課	子ども読書活動推進計画の策定及び読み聞かせやボランティアなどを育成するとともに読書活動の推進に努めます。
14	美術館・郷土資料館活動の推進	生涯学習課	白子町の文化資料の保存管理を徹底し、来室者へ郷土の歴史や文化について情報発信に努めます。

N0	事業名	担当課	事業内容
15	スクールカウンセラー配置事業	教育課	千葉県スクールカウンセラー配置事業により、各中学校にスクールカウンセラーを配置するなど、今後事業の充実に努めます。
16	不登校対策の整備	教育課	不登校の児童・生徒の早期発見・早期対策を始めるため、今後とも教育相談員を配備し、学校、家庭、関係機関と連携強化し不登校対策の充実に努めます。

4 経済的支援の充実

子育てには、教育費、医療費をはじめとして、多くの費用が掛かることから、その経済的負担のために、子どもを持つことを断念せざる得ない家庭は少なくないと考えられます。

本町では、国や県の基準による助成の他、町独自で保育料の軽減を行っています。引き続き、子どもを持ちたいという親の願いを十分かなえられるように、また、生まれ育った家庭環境に係らず子どもが健やかに成長することができるよう、子育て家庭に対する経済的支援の充実に努めます。

N0	事業名	担当課	事業内容
17	保育料の減免	住民課	3歳児については、1つの家庭で18歳未満に兄弟がいる、第2子の児童の保育料を上限5,000円に軽減、第3子以降の児童の保育料を無料とします。また、4歳以上の児童の保育料は、所得の状況に応じ無料又は5,000円としており、今後も継続して経済的支援に努めます。 また、ひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯等、生活保護法による被保護世帯等については、保育料の減免を行います。
18	児童手当の支給	住民課	国の制度に基づき児童手当の支給を行います。また、本制度の周知に努めます。
19	子ども医療費助成	保健福祉課	医療費の一部を助成し、子どもの保健対策の向上に努めるとともに子育て支援の促進を図ります。従来は、小学4年生から中学3年生までは入院のみ助成の対象でしたが、平成27年8月から対象を拡大し、0歳～中学3年生までの入院及び通院にかかった費用を助成します。
20	就学援助制度	教育課	生活保護基準見直しに伴い不利益が生じないように配慮し、要保護・準要保護世帯で、経済的な理由により就学困難な児童・生徒について、就学に必要な費用の援助を行うことで、就学環境を支援します。

第2節 母性と乳幼児等の健康の確保及び増進

1 子どもと親の健康の確保

妊娠期、出産期、新生児期、乳幼児期を通じて子どもが心身ともに健やかに成長でき、保護者が安心して育児ができる体制の整備を図ります。また、安全・快適に妊娠・出産ができる環境づくりを推進し、子どもと親の健康の確保に努めます。

N0	事業名	担当課	事業内容
21	母子健康手帳等の交付	保健福祉課	妊娠、出産、子どもの成長記録として全ての親子が活用できるよう、母子健康手帳を健康管理センターにて交付をしています。第5章に定める確保策に従い、交付に際しては、母子健康手帳の使い方の説明、母子保健事業の紹介、妊娠中の生活についての指導、妊婦乳児健康診査受診票の使い方の説明に努めます。
22	妊婦健康診査の実施	保健福祉課	第5章に定める確保策に従い、妊婦健診（14回）の活用について、母子健康手帳の交付時に説明し、診査の充実に努めます。
23	母親父親教室の開催	保健福祉課	初産、経産婦を問わず、妊婦とその配偶者を対象とし、ママパパ教室を年4回実施しています。今後も内容の充実に努めます。
24	新生児・妊産婦訪問指導	保健福祉課	産後うつ等の発見・育児不安の軽減の目的から、全数把握を目標に訪問を実施しています。第5章に定める確保策に従い、今後も内容の充実に努めます。
25	乳幼児訪問指導の実施	保健福祉課	乳幼児健診や育児不安等の相談後に継続した個別指導が必要な乳幼児に対し、訪問、電話相談を実施し、育児不安の軽減、虐待の早期発見に努めます。
26	乳幼児健康診査の実施	保健福祉課	乳幼児の健康の保持増進及び病気の早期発見、治療のために、3～6か月児、9～11か月児（医療機関に委託）、乳児健康診査（4・7・12か月）、1歳6か月児、3歳児を対象にした健康診査を実施しています。今後も内容の充実に努めます。
27	乳幼児健康相談の実施	保健福祉課	毎月の乳児健康診査及び1歳6か月児、3歳児健康診査時に個別相談も実施しています。今後も内容の充実に努めます。
28	乳幼児の育成指導事業の実施	保健福祉課	乳幼児健診で経過観察が必要な乳幼児に対し、電話、訪問や保育所との連携により、継続した支援を行っています。また、必要に応じては、個別発達相談を紹介しています。今後も乳幼児の育成指導事業の充実に努めます。
29	歯科健康診査等の実施	保健福祉課	1歳6か月児、3歳児健康診査時に歯科医師による歯科健康診査を実施しています。また、保護者の歯に対する関心を高め、歯みがき習慣を身につけるため、歯科衛生士による個別指導を実施しています。今後も内容の充実に努めます。

N0	事業名	担当課	事業内容
30	予防接種の実施	保健福祉課	国の指針に基づき、内容の充実に努め、周知を徹底することにより、さらなる接種率の向上を図ります。
31	母子保健事業の情報提供	保健福祉課	乳幼児予防接種事業、母子保健事業予定を新生児訪問や窓口にて配布をしています。今後も内容の充実に努めます。



2 食育の推進

食は、生きることの源であり、心と体の発達に密接に関係しています。生涯にわたって健康でいきいきとした生活を営む力を培うためには、乳幼児期から、発達段階に応じて豊かな食の体験を積み重ねていくことが重要です。

本町では、平成 25 年度から、健診時に全ての乳幼児に対し離乳食指導を実施し、経過確認を必要とする児童に対しては、電話等に対応するなど、一人一人の発達段階に応じたきめ細かな対応に努めています。また、各保育所に栄養士を配置し、地元産の食材を積極的に取り入れた給食等、保育所給食の充実に努めています。さらに、町栄養士・学校栄養士とも連携して食育劇を創作し、保育士・調理員が全員参加で取り組む活動等も行っています。

これまでの取組を維持しつつ、さらなる食育の充実に向けて、連携に努めていきます。

N0	事業名	担当課	事業内容
32	離乳食指導	保健福祉課	離乳食の進め方について個々の状況に併せ、個別に対応しています。今後も内容の充実に努めます。
33	保育所給食の推進	住民課	各保育所に 1 名の栄養士を配置し、給食に地元産の食材や、和食を中心とした献立を取り入れる等工夫に努めるとともに、保護者との情報交換を密にし、個々に応じたアレルギー対応をしていきます。また、楽しい食事やバランスの良い栄養の大切さを、紙芝居や食育の替え歌等を通じて園児にも親しみやすい形で教えていきます。さらに、新型インフルエンザ等の予防対策として、手洗いチェッカーを使用した手洗い指導や、箸の正しい持ち方・使い方等を楽しく教えながら、保育所給食の充実に努めます。子どもだけでなく、保護者にも発信していきます。
34	学校給食の推進	学校給食センター	地元産の食材や米粉などを積極的に取り入れ、給食センター方式で実施しています。平成 26 年度に設置予定の材料・献立委員会により、さらなる充実に努めます。
35	食生活改善推進員の活動	保健福祉課	町の特産品を使った料理の普及推進活動を実施しており、今後も活動の充実に努めます。食習慣の基礎づくりとして、楽しみながら食の大切さを学んでもらうため、保育所や学校と連携をとりながら、食品衛生の基本である、手洗い指導や 3 歳児対象のおやつ作り、小学生対象の「親子料理教室」の開催に努めます。

3 小児医療体制の充実

小児医療体制は、安心して子どもを生み、健やかに育てることのできる環境の基盤となります。小児医療の充実・確保に取り組む必要があります。本町では、医療機関の適正利用を促すため、平成 24 年に医師による子ども救急講習会を3保育所で開始し、平成 26 年からは、輪番制で毎年 1 か所の保育所で実施しています。

引き続き、地域医療体制の確保に取り組んでいきます。

N0	事業名	担当課	事業内容
36	地域医療体制の整備	保健福祉課	地域医療体制の整備に努めます。
37	休日・夜間医療体制の整備	保健福祉課	今後も休日・夜間医療体制の整備を図るため、関係各機関とのさらなる連携に努めます。
38	第2次救急医療体制の整備	保健福祉課	今後も第2次救急医療体制の整備を図るため、小児救急との連携整備に努めます。



第3節 子どもの心身の成長へ向けた教育環境の整備

1 次代の親の育成

次代の親である子どもたちが、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った取組を進める必要があります。

また、平成22年の国勢調査によると、本町の35～39歳の年齢層における、男性の47.7%、女性の29.4%が未婚となっています。この割合は、女性は平成12年の約2倍、男性は約1.5倍に当たり、晩婚化・非婚化の傾向がうかがわれます。内閣府の平成25年度「家族と地域における子育てに関する意識調査」によると、若い世代で未婚・晩婚が増えている理由として、「独身の自由や気楽さを失いたくないから」、「経済的に余裕がないから」、「結婚の必要性を感じないから」と、経済的面以外にも、結婚に対する意識が低いことが、上位にあがっています。

小・中学生と保育所児童の交流や授業等を通じて、子どもを育てることの大切さを教えるとともに、結婚を希望しながら、出会いの機会に恵まれない男女に対し、出会いの場の提供等に努めます。

N0	事業名	担当課	事業内容
39	小・中学生と保育所児童との交流	教育課 住民課	小学校と保育所の合同避難訓練や、中学生の保育所職場体験等を通じ、小・中学生が乳幼児と接する機会の充実に努めます。
40	男女の出会いの場づくり	社会福祉協議会	結婚を希望しながら、出会いの機会に恵まれない男女に対し、結婚・定住・後継者育成につなげるため、出会いの場の提供などの支援に努めます。多人数のみでなく、少人数で話ができるようにするなど内容の工夫に努めます。



2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

学習指導要領では、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視した「生きる力」を育んでいくことが示されています。子どもたちが、個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、教育環境の整備に努めます。

N0	事業名	担当課	事業内容
41	学校基礎学力向上の推進	教育課	授業時数の確保や個に応じた指導の充実を図るとともに、指導と評価の一体化や補充学習を取り入れることで児童・生徒の基礎基本の定着が実現できるよう努めます。
42	総合的な学習充実支援事業	教育課	小・中学校において、専門的な知識や技能を有する人材活用を意図的・計画的に取り入れることで、児童・生徒により実感のこもった体験活動の場を設定します。
43	国際理解教育の拡充	教育課	外国人と触れ合う機会を設け、外国語や外国の文化に触れ慣れ親しませる機会を提供し、正しい国際理解の素地を養うことに努めます。小・中学校にA L Tを配備し、中学生の海外交流も継続します。
44	情報教育の充実	教育課	児童・生徒のスキルアップだけでなく、指導者のスキルアップも図り、I C Tを活用した効果により興味関心の深まる授業の構築をめざします。
45	障がい児教育（学級）の充実	教育課	ノーマライゼーションを基本とし、障がいのある児童・生徒が小・中学校において、障がいの種類や程度に応じて適切な教育が受けられるよう、教育環境の充実に努めます。
46	道徳教育の充実	教育課	道徳の授業時数の確保を行うと同時に、道徳教材を活用し児童・生徒の実生活に即した題材を提示し、道徳教育の充実を図ります。また、道徳教材を保護者にも見てもらうなどの工夫をし、学校と家庭の連携を重視した双方向型の指導を推進します。
47	多様な体験活動の推進	生涯学習課	小学校区育成会や青少年育成団体との連携により、農業体験・野外活動体験・スポーツ活動などの体験活動の充実に努めます。
48	生徒指導、いじめ・不登校対応、問題行動及び非行の防止	教育課	今後も電話相談等や家庭訪問の教育相談時に、学校関係者と連携を図ります。また、教育委員会に教育相談員を1名週3日配置しており、不登校などの問題解決に努めます。
49	運動部活動の支援	教育課	今後も外部指導員や学校支援ボランティア等の外部人材や地域との連携を強めるとともに、運動部活動の充実を図ります。
50	小児生活習慣病の予防	教育課	今後も肥満、偏食、朝食の欠食などの解消に向けた食習慣の改善や栄養・適正体重などに関する正しい知識の普及・啓発を図るとともに、体を使った遊びによる運動不足の解消を呼び掛け健康教育等の充実を図ります。また、予防健診と事前事後指導を継続して行うことにより、小児生活習慣病の予防に努めます。
51	口腔の健康管理	教育課	今後も歯科検診や健康教育等を通して、むし歯予防等の口腔の健康管理の取組に努めます。

N0	事業名	担当課	事業内容
52	思春期保健対策の充実	教育課	性に対する意識や性行動の実際について、関係機関と連携したり、各学校からの聞き取りを行いながら、その現状把握に努めます。また、教職員対象の性教育研修会への積極的な参加を呼びかけ、現在の性感染症の実態や具体的な指導事例等についての研鑽を深めます。さらに、命の大切さについての啓発を行うとともに、男女の相互理解・協力の推進に努めます。

3 信頼される学校づくり

地域に開かれ、信頼される学校を実現するためには、保護者や地域住民の意見や要望を的確に反映させ、家庭や地域社会と連携協力していくことが求められています。地域や子どもたちの実情に応じて、主体的に創意工夫のある教育活動の展開に努めていきます。

N0	事業名	担当課	事業内容
53	学校運営の充実	教育課	今後も開かれた学校づくりを推進するため、地域や学校の実態に応じ、PTA等家庭や地域の人々の協力を得て、学習指導の充実を図ります。また、組織マネジメントを軸に教員の適材適所を判断し、個々の個性、長所を生かせる体制づくりに努め、学校運営全般の活性化をめざします。
54	学校支援ボランティアの活用	教育課	今後もPTA等家庭や地域の人々の協力を得て、環境整備支援、教育活動支援、安全対策支援等の学校支援ボランティアを活用します。
55	少子化に伴う施設の有効活用	教育課	今後も児童・生徒の少子化による在籍数の減少に伴い、教室に余裕が生じることから、空き教室をはじめとする学校施設を地域に開放する等、開かれた学校づくりの一環として学校施設の有効活用に努めます。
56	学校施設の整備	教育課	子どもに安全で豊かな環境を提供するため、必要に応じた校舎の改修など学校施設の整備に努めます。
57	教職員の研修の充実	教育課	今後も時代のニーズと各学校の実態に応じた研修課題を設定し、全職員の共通理解のもと計画的・組織的・継続的な研修活動を推進します。また、教育研究協議会等を設置し教職員の研修の充実に努めます。

N0	事業名	担当課	事業内容
58	安全管理の推進	教育課	今後も児童・生徒に安全な環境を提供できるよう地域の関係機関及び関係団体と連携しながら、安全管理に関する取組を進めます。
59	教職員の資質の向上	教育課	今後も小中連携や小小連携を活用し、他校の教職員による授業参観や研究協議などの相互研修や関係機関での教育関係の研修会等に積極的に参加し、教職員の資質向上に努めます。
60	保育所、幼稚園と小学校の連携	教育課	今後も各地区の状況に応じて定期的に連絡協議会等を開催し、保育所と小学校との交流を深めます。さらに、小1プロブレムへの対応に備え円滑な移行が可能となるよう、日頃からの連携強化を図ります。

4 家庭や地域の教育力の向上

近年、子育ての原点である家庭において、児童虐待をはじめとする様々な問題が発生しており、こうした問題の背景として、少子化や核家族化、都市化、情報化等の経済社会の変化や、地域における地縁的なつながりの希薄化などにより、地域社会や家庭における「教育力」が低下していることが指摘されています。

家庭、学校、地域との連携のもと、家庭や地域における教育力を総合的に高めていきます。

N0	事業名	担当課	事業内容
61	子育て学習講座事業の推進	生涯学習課	子育て学習講座事業の推進に努めます。
62	家庭教育学級の開催	教育課 生涯学習課	P T A保護者を対象に、近年の核家族化、少子家族化の進展に加え、共働き家庭の増加等に伴って低下している家庭教育力、地域教育力の向上を図ることを目的に、各小・中学校単位のP T Aで「家庭教育学級」の実施に努めます。
63	地域活動推進用機材の貸出	総務課 生涯学習課	屋外放送機器、液晶ビジョン機器、ライフジャケット、テント等の貸し出しをするなど、活動を支援し、地域活動推進用機材の貸し出しの充実に努めます。
64	学校施設の開放	教育課	スポーツの振興と住民の健康増進を図るため、教育委員会の所管する学校体育施設（小・中学校）の開放に努めます。
65	スポーツ大会等の開催	生涯学習課	スポーツ推進委員によるスポーツ教室や軽スポーツ大会を開催しており、今後も各種スポーツ大会等の充実に努めます。
66	ジュニアリーダーの育成	生涯学習課	中学1年生を対象とした講演会を実施しており、ジュニアリーダーの育成に努めます。

N0	事業名	担当課	事業内容
67	小・中学校PTA 連合会・連絡協議 会の開催	教育課 生涯学習課	各学校間の連携を密にして、今後も小・中学校のPTA連合会・連絡協議会の充実に努めます。
68	体育協会活動の充 実	生涯学習課	千葉県及び関係団体との連携を密にし、体育協会活動の充実に努めます。
69	地域活動への支援	生涯学習課	ボランティアなどによる地域活動を推進し、支援の充実に努めます。

5 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

インターネットをはじめとしたメディア上の有害情報については、子どもに対する悪影響が懸念されています。子どもを取り巻く有害環境対策の推進を図るため、家庭、学校、地域、関係機関の連携を深め、子どもを健全に育成できる環境づくりに努めます。

N0	事業名	担当課	事業内容
70	子どもや保護者に対 する教育・啓発の 推進	生涯学習課	子どもが犯罪被害に巻き込まれることがないよう、インターネットをはじめとするメディア上の情報に関して、子どもに関する情報を活用するとともに、メディアの問題性や特性の理解を促すために、子どもや保護者に対する教育・啓発の推進に努めます。
71	企業等への有害環 境改善の働きかけ の推進	生涯学習課	関係機関との連携を密にして、実態把握、パトロール等の有害環境改善の充実に努めます。
72	環境浄化活動の促 進	生涯学習課	青少年育成白子町民会議及び地区育成会で構成している団体で、子どもたちの環境浄化を実施し、環境浄化活動の促進に努めます。

6 子どもの権利づくりの推進

子どもの人権や意見、自己決定権を尊重し、全ての子どもの幸せを目指す「子どもの権利条約」(平成元年、国連で採択)では、子どもの最善の利益を保障するため、子どもと家庭に対して保護と援助が与えられなければならないとしています。あらゆる機会を通してこの条約の理念の普及に努めるとともに、子どもの視点を大切に、子どもの利益が最大限尊重される社会をつくっていく必要があります。

この理念に基づき、子どもの人権を尊重するとともに、子どもたちの意見や要望を生かすことのできるまちづくりの推進に努めます。

N0	事業名	担当課	事業内容
73	子どもの権利条約に関する啓発普及の促進	教育課	小・中学校において、児童・生徒の人権意識の醸成に努めます。また、「子どもの権利条約」の内容についてパンフレット等での普及・啓発を図り、子どもの人権を尊重する地域社会の構築に努めます。
74	子どもの声を生かしたまちづくりの推進	教育課	まちづくりに子どもの意見や要望を反映できるよう、「住みたい町アンケート」などを実施し、企画や意見の発表の場を提供できる環境整備に努めます。

第4節 安心して子育てができる環境づくり

1 良好な住宅と居住環境の確保

子どもと子育て家庭の日常生活の基盤には、良好な住宅などの居住環境、安全な道路交通環境、バリアフリーが組み込まれたまち並み、安心できる公共施設など、暮らしやすい「まちづくり」が必要です。町営住宅については、修繕に努めるとともに、空き家募集時には、ひとり親世帯などが、優先して入居できるように配慮していきます。

N0	事業名	担当課	事業内容
75	公営住宅の整備及び住宅用地の確保の推進	建設課	町営住宅の修繕に努めます。
76	優先入居制度の活用	建設課	公営住宅の空き家募集において、母子及び父子世帯、身体障がい者世帯及び老人世帯等の条件により優先して選考することに努めます。
77	居住環境の整備	建設課	快適で潤いのある道路、水路、憩いの場、レクリエーションの場等の公園、防災機能を備えた空間など、子育てを含めて安心できる居住環境の整備に努めます。

2 豊かなまちづくりの推進等

子育て世帯が安心して外出できるためには、安全で安心な道路交通の整備が必要です。交通弱者である歩行者・自転車が安全に通行できるよう、安全な道路交通環境の整備に努めます。

N0	事業名	担当課	事業内容
78	地域道路の整備と幅の広い歩道の整備	建設課	歩行者等が安全・安心に通行できるよう配慮し、今後も幹線道路の整備促進を推進していきます。
79	都市計画道路の整備	建設課	引き続き千葉県と協議、要望等を行い都市計画道路の整備に努めます。
80	交通安全施設の整備	建設課	関係機関への要望・協議を実施し、交通安全施設の整備に努めます。
81	道路の安全確保	建設課	通学路の歩道の整備、自転車歩行者専用道路の維持補修等、今後も整備の充実に努めます。
82	防犯灯設置の促進	総務課	犯罪を防止し安全に暮らせるまちづくりを推進するため、防犯灯の設置促進に努めます。

3 多様な働き方の実現及び見直し等

共働き世帯の増加により、多くの子育て家庭が職業生活と家庭生活との両立について悩みを抱えています。アンケート調査結果では、父親の9割、母親の8割（無回答を除く）以上が、現在も就労している（育休・介護等休業中の方を含む）と回答しており、本町の就学前児童の保護者の大半が共働きであることが考えられます。

多様な働き方の実現及び働き方の見直し等において、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進するための広報・啓発、研修、情報提供等について、国、千葉県、関係団体等と連携を図りながら、積極的に推進します。働き方の見直しや子育てに対する意識の啓発を行い、安心して仕事と家庭の両立ができるような支援に努めていきます。

N0	事業名	担当課	事業内容
83	男女の働き方の意識の是正	総務課	関係機関との連携により、今後も意識の是正に努めます。
84	男女共同参画の意識づくり	総務課	講演会や講座などへの参加、意識啓発パンフレットの配布など、今後も男女共同参画の意識づくりに努めます。
85	仕事と子育ての両立のための啓発・広報の推進	総務課	講演会や講座への参加、パンフレットの配布、男女雇用機会均等法などの法制度の周知・啓発に努めます。

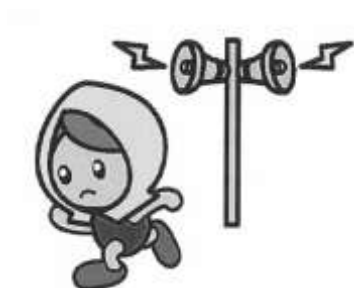
4 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

近年、子どもが悲惨な事故や犯罪に巻き込まれる事件が多発しています。また、東日本大震災や台風など、自然災害が多発し、多くの子どもが犠牲となっています。

子どもが安全に日々を過ごせるよう、交通安全の整備・啓発、犯罪被害からの防備連携、防災の整備・啓発、そして被害を受けた子どもへの対応など、子どもたちを取り巻くあらゆる危機被害に対する備えと対応に努めていきます。

N0	事業名	担当課	事業内容
86	交通安全教育の推進	教育課	子ども及び子育てを行う親等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を交通安全教育指針に基づき、段階的かつ体系的な実施に努めます。
87	自主防犯活動の促進	総務課	警察、学校、自治会、防犯ボランティア等との連携強化による情報の提供・共有、防犯組合活動の促進や、防災無線の活用等により、今後も自主防犯活動の促進に努めます。
88	関係機関・団体との情報交換	教育課	学校内での児童・生徒に対しての犯罪被害に関する教育、地域連絡協議会を開催する等、関係機関・団体との情報交換に努めます。

N0	事業名	担当課	事業内容
89	パトロール活動の推進	教育課	学校支援ボランティア、防犯指導員、教師、PTAなどの機関と協議しながら、今後もパトロール活動の推進に努めます。
90	防犯講習の実施	教育課	校内における危機管理マニュアルによる実践的な講習、保育所園児や児童・生徒を対象に不審者訓練を実施し、防犯講習の充実に努めます。
91	避難訓練の実施	住民課 教育課 総務課	引き渡し訓練、地震による津波からの避難等、避難訓練（保育所については年間12回、小・中学校については年間3回）を実施します。また、町全体の避難訓練との連携に努めていきます。



第5節 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

1 児童虐待防止対策の充実

アンケート調査において、子どもを虐待してしまったことがあると、回答した方は、「何度かある」が10.2%、「一度だけある」が8.5%と、合計すると約2割にのぼりました。

そのような行為をしてしまった時にあれば良かったと思うものについては、「育児に疲れたときにリフレッシュできる場所や人などのしくみ」、「家族(特に配偶者)が子育てにかかわること」と続いており、育児に疲れたときにリフレッシュできるような場や、協力して子育てのできる環境が求められていると言えます。

新生児訪問などで個々の家庭の状況を把握するとともに、随時関係課が連携するなどして、虐待の発生予防及び早期発見・早期対応に努めていきます。

NO	事業名	担当課	事業内容
92	虐待の発生予防	保健福祉課	児童虐待の発生を予防するため、日常的な育児相談機能の強化や、養育者が精神的にも肉体的にも最も支援を必要とする出産後間もない時期を中心とした母子保健事業の強化に努めるなど、虐待の発生予防に努めます。
93	虐待の早期発見・早期対応	教育課	児童からのサインに常に気を配りながら、虐待の早期発見・早期対応に努めます。その事実を確認した場合は、早急に関係機関への連絡を行い、児童・生徒への被害が最小限となるよう取組ます。また、虐待に関して全職員で情報を共有するとともに、全職員で対応できる体制づくりに配慮します。
94	虐待に関する相談体制の充実	住民課 保健福祉課 教育課	被害を受けた子どもの早期発見と早期対応を図るとともに立ち直りを支援するため、担任、養護教諭、保育士、保健師、カウンセラー等が相談にあたります。また、家庭児童相談員に連絡したりするなど、関係機関と連携したきめ細かな相談体制の整備に努めます。



2 障がい児施策の充実

適切な療育・発達支援は、保護者の不安軽減や保育力向上の効果もあいまって、児童のその後の社会生活にとって大きなプラスになると考えられます。そのため、障がいや発達上の不安を早期に発見し、適切な療育・発達支援を受けられる体制づくりに努めます。

N0	事業名	担当課	事業内容
95	障害児通所支援事業の推進	保健福祉課	日常生活及び社会生活に必要な援助、指導を実施し、今後も障害児通所支援事業の推進に努めます。
96	特別児童扶養手当の支給	住民課	今後も本制度の周知に努め、国・千葉県の指針に基づき、特別児童扶養手当の支給事務を行っていきます。
97	身体障害児補装具給付事業の実施	保健福祉課	本事業の周知に努めており、今後も国・千葉県の指針に基づくとともに、身体障がい児の状況を踏まえながら、必要な補装具の給付に努めます。
98	重度障害児日常生活用具給付事業の実施	保健福祉課	本事業の周知に努めており、今後も国・千葉県の指針に基づくとともに、重度障がい児の状況を踏まえながら、必要な日常生活用具の給付に努めます。
99	特別支援教育就学奨励費の支給	教育課	今後も特別支援学級へ入級する児童・生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、就学に必要な費用の一部を援助します。
100	特別支援教育の推進	教育課	今後も特別支援教育に対する正しい理解と認識を深め、特別支援教育の推進を図ります。



3 ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭では、子育てと就業との両立が困難であることや、特に母子家庭においては、就業に必要な知識及び技能を習得する機会が十分になかった人が多く、その場合、心理的・経済的に大きな負担を抱えやすい状況にあると言えます。また、アンケート調査結果では、回答者の6.8%がひとり親世帯という結果が出ています。

ひとり親家庭が安心して子育てをすることのできる環境づくりに努めていきます。

N0	事業名	担当課	事業内容
101	児童扶養手当の支給	住民課	本制度の周知に努めており、今後も国・千葉県の指針に基づき、児童扶養手当を支給します。
102	母子父子寡婦福祉資金の貸付	保健福祉課	本制度の周知に努めており、今後も国・千葉県の指針に基づき、母子父子寡婦福祉資金の貸付を実施します。

第5章 子ども・子育て支援サービスの量の見込みと確保策

計画期間における子ども・子育て支援サービスの量の見込みは、平成26年1月に国から示された「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に基づき、算出しました。

■国から提示された「量の見込み」を算出する項目

	対象事業	対象児童年齢
1	教育標準時間認定（認定こども園及び幼稚園） ＜専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭＞	3～5歳
2	保育認定①（幼稚園） ＜共働きであるが幼稚園利用のみの家庭＞	3～5歳
2	保育認定②（認定こども園及び保育所）	3～5歳
3	保育認定③（認定こども園及び保育所＋地域型保育）	0歳、1・2歳
4	時間外保育事業	0～5歳
5	放課後児童健全育成事業	1～3年生、4～6年生
6	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト別）	0～18歳
7	地域子育て支援拠点事業	0～2歳
8	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・その他	3～5歳 0～5歳
9	病児保育事業	0～5歳、1～6年生
10	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	0～5歳、1～3年生、4～6年生
11	利用者支援事業	0～5歳、1～6年生

■算出手順

①家族類型（現在）の分類

アンケート調査において、保護者が「父親」又は「母親」と回答した人はタイプA（ひとり親）、「両親」と回答した人はその現在の就労状況の組み合わせからタイプB～Fの家族類型に分類します。

②家族類型（潜在）の分類

①で得た家族類型は現在の就労状況から、母親の「潜在」（希望）の就労状況を把握するため、アンケートの、「パートタイム（フルタイム以外）で就労している母親のフルタイムへの転換希望」、「現在就労していない母親の就労希望」の就労希望を反映させた「潜在」の家族類型に分類します。

③家族類型別子ども人口の推計

②で得た「潜在」の家族類型別の構成割合に、各年度ごとの人口推計値（19頁参照）を乗じ、家族類型ごとの子どもの人数を算出します。

④各サービスの家族類型別の量の見込みの算出

③に、アンケート調査結果から得た利用意向率を乗じ、家族類型ごとに量の見込みを算出します。この合算値を町内全体の量の見込みとしています。

■家族類型

タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム（就労時間：月120時間以上＋下限時間～120時間の一部）
タイプC'	フルタイム×パートタイム（就労時間：月下限時間未満＋下限時間～120時間の一部）
タイプD	専業主婦（夫）
タイプE	パートタイム×パートタイム（就労時間：双方が月120時間以上＋下限時間～120時間の一部）
タイプE'	パートタイム×パートタイム（就労時間：いずれかが月下限時間未満＋下限時間～120時間の一部）
タイプF	無業×無業

第 1 節 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保策

1 量の見込み

計画年間における認定別の保育所利用者数の量の見込みは以下のとおりです。
3歳未満児の高いニーズが見込まれますが、定員 350 人は下回る見込みです。

■教育・保育の量の見込み

	26 年度 (実績)	27 年度 (推計)	28 年度 (推計)	29 年度 (推計)	30 年度 (推計)	31 年度 (推計)
①1号認定こども(3歳以上保育の必要性なし)	3	2	2	2	2	2
②2号認定こども(3～5歳、幼稚園の利用希望が強い)	–	7	6	6	5	5
幼稚園希望者(①+②)	–	9	8	8	7	7
③2号認定こども(3～5歳、保育所等利用希望者)	203	174	167	154	146	143
④3号認定こども(0歳)	3	6	6	6	6	6
⑤3号認定こども(1, 2歳)	55	67	62	64	65	61
認可保育所(③+④+⑤)	261	247	235	224	217	210

※小数第 1 位で端数処理を行っているため、合計と一致しない場合がある。

2 提供体制の確保の内容及びその実施時期

引き続き、公立保育所 3 か所で定員 350 人を維持していきます。3歳未満児の入所希望は増加しており、保育士の確保に努めていきます。

■教育・保育の提供量

	27 年度 (推計)	28 年度 (推計)	29 年度 (推計)	30 年度 (推計)	31 年度 (推計)
①1号認定こども(3歳以上保育の必要性なし)	0	0	0	0	0
②2号認定こども(3～5歳、幼稚園の利用希望が強い)	0	0	0	0	0
幼稚園(①+②)	0	0	0	0	0
③2号認定こども(3～5歳、保育所等利用希望者)	260	260	260	260	260
④3号認定こども(0歳)	6	6	6	6	6
⑤3号認定こども(1, 2歳)	84	84	84	84	84
認可保育所(③+④+⑤)	350	350	350	350	350

※小数第 1 位で端数処理を行っているため、合計と一致しない場合がある。

3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保

各小学校区の状況に応じて、定期的に連絡協議会等を開催し、保育所と小学校との交流を深めます。さらに、小1プロブレム※への対応に備え、円滑な移行が可能となるよう、日頃からの連携強化を図ります。

※小1プロブレム

小学校に入学したばかりの1年生が集団行動がとれない、授業中に座ってられない、先生の話聞かない等と学校生活になじめない状態が続くこと。

第2節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策

1 概要

地域子ども・子育て支援事業は、新規事業である「利用者支援事業」、「実費徴収に係る補足給付を行う事業」、「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」を除き、長生郡市次世代育成支援対策地域行動計画において掲げ、広域的な視点から推進してきた事業です。ただし、「放課後児童健全育成事業」については、児童福祉法の改正で、6年生までに対象学年が拡大されたほか、町が条例で設置・運営に関する基準を定め、指導・支援を強化していきます。

新規の事業である「利用者支援事業」、「実費徴収に係る補足給付を行う事業」、「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」については、国や周辺の市町村の動向をみながら検討していきます。

2 量の見込み

計画年間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みは以下のとおりです。

■地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策（数値目標）

		25年度 (実績)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
利用者支援事業	量の見込み【か所】	未実施	-	-	-	-	-
	確保策【か所】		検討				
地域子育て支援拠点事業	量の見込み【延人/年】	未実施	-	-	-	-	-
	確保量【か所】		検討				
妊婦健康診査	量の見込み【延人/年】	721	756	840	784	756	728
	確保量【延人/年】		756	840	784	756	728
乳児家庭全戸訪問事業 (新生児・妊産婦訪問事業)	量の見込み【延人/年】	55	54	60	56	54	52
	確保量【延人/年】		54	60	56	54	52
子育て短期支援事業	量の見込み【延人/年】	未実施	0	0	0	0	0
	確保量【か所】		検討				
ファミリー・サポート・センター事業	量の見込み【延人/年】	未実施	0	0	0	0	0
	確保量【か所】		検討				
一時預かり事業（幼稚園在園児）※1	量の見込み【人】	未実施	30	30	30	30	30
	確保量【か所】		実施予定なし				
一時預かり事業（幼稚園在園児童以外）	量の見込み【延人/年】	638	1,712	1,631	1,550	1,507	1,460
	確保量【か所】		1	1	1	1	1
延長保育事業	量の見込み【人】	71	71	68	65	63	61
	確保量【か所】		3	3	3	3	3
病児保育事業	量の見込み【延人/年】	1,310	859	818	777	756	732
	確保量【か所】		1	1	1	1	1
放課後児童健全育成事業	量の見込み【人】	77	50	49	49	44	44
	確保量【人】		120	120	120	120	120

3 提供体制の確保の内容及びその実施時期

本町では、延長保育事業を町内全ての保育所で、一時預かり事業及び病児保育事業を町内1か所で実施しています。また、放課後児童健全育成事業（学童保育）は3か所で実施しています。

町内の児童人口は減少傾向にあり、今後も減少が見込まれることから、引き続き、既存の施設や事業で、一人一人の子ども・子育て家庭に対し、個々に応じた柔軟な支援に努めていきます。

事業名	利用者支援事業
事業内容	子どもやその保護者、又は妊娠している人が、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供をし、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。
確保策	5年間で、実施の検討します。

事業名	地域子育て支援拠点事業
事業内容	乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を身近な場所で実施する事業です。
確保策	5年間で、実施の検討します。

事業名	妊婦健康診査
事業内容	妊婦が定期的に健診を受けやすくし、安全な出産を迎えるため、妊娠中必要とされる回数14回分の健診助成券を母子健康手帳交付時に配布します。
確保策	引き続き、14回の助成を実施するとともに、母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診票について説明をし、定期的に健診を受診するように促していきます。

事業名	乳児家庭全戸訪問事業（新生児・妊産婦訪問指導）
事業内容	新生児を持つ親が、不安や悩みなく子育てに取り組むことができるよう、妊娠や新生児期の不安の高い時期に、保健師等による家庭訪問を行います。
確保策	引き続き、全ての出生児に対して訪問指導を実施していきます。

事業名	養育支援訪問事業
事業内容	養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための相談支援や、育児・家事援助等を行う事業です。
確保策	5年間で、実施の検討します。

事業名	子育て短期支援事業
事業内容	短期入所生活援助（ショートステイ）事業と夜間養護等（トワイライトステイ）事業があります。ショートステイは、保護者が、疾病・疲労などの身体上・精神上・環境上の理由により子どもの養育が困難となった場合等に、児童養護施設などの保護を適切に行うことができる施設において原則として7日以内の養育・保護を行う事業です。トワイライトステイは、平日の夜間又は休日に不在となり、児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かる事業です。
確保策	「国の手引き」に準じた算出からは、ニーズは見込まれませんでした。今後の状況に応じて提供体制の整備を検討します。

事業名	ファミリー・サポート・センター事業
事業内容	子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人と、援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。
確保策	「国の手引き」に準じた算出からは、ニーズは見込まれませんでした。今後の状況に応じて提供体制の整備を検討します。

事業名	一時預かり事業
事業内容	乳幼児について、主に昼間に保育所その他の場所において、一時的に預かる事業です。平成 26 年度は南白亀保育所で実施しています。
確保策	引き続き、町内 1 か所で実施します。また、保育所入所に切り替わる単年度の利用が多いため、今後も広く事業を周知し、子育て支援の充実を図っていきます。

事業名	延長保育事業
事業内容	通常の利用日及び利用時間を超えた保育を行う事業です。町内の保育所 3 か所で、7 時 30 分から 8 時、16 時から 19 時までの保育を実施しています。
確保策	引き続き、町内の保育所 3 か所において、実施していきます。

事業名	病児保育事業
事業内容	子どもが発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応を行う事業です。酒井医院内、病児保育所ラッコッコで実施しています。
確保策	引き続き、町内 1 か所で実施していきます。さらに、事業内容の周知を図り、継続して支援していきます。

事業名	放課後児童健全育成事業（学童保育）
事業内容	共働き家庭など留守家庭の児童に対して、学校の余裕教室、公民館などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。平成 24 年度から各小学校区に 1 施設、3 か所で実施しています。
確保策	引き続き、町内 3 か所で実施していきます。

事業名	実費徴収に係る補足給付を行う事業
事業内容	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。
確保策	今後の国の審議状況を踏まえて検討します。

事業名	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
事業内容	新規参入施設等の事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業です。
確保策	今後の国の審議状況を踏まえて検討します。

第6章 計画の推進

第1節 計画の推進にあたっての役割分担と連携

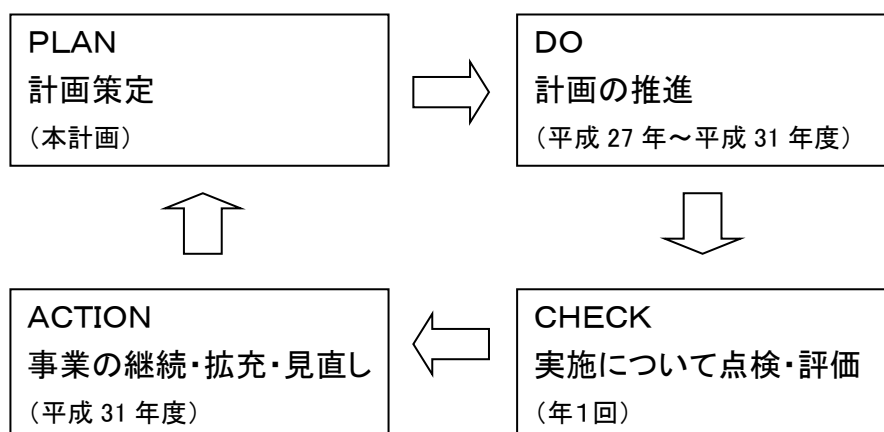
計画の推進にあたっては、全ての住民が、子ども・子育てを社会全体の問題として認識し、関与していくことが重要です。子どもと子育て家庭、行政、事業者、企業をはじめ地域社会全体で子ども・子育てにかかわるという意識づくりに向けて、様々な機会を通じて住民へ本計画の周知を行っていきます。

また、多様化した子育て支援に関する住民ニーズにきめ細かく対応していくためには、行政側からの一方的なサービス提供のみでは困難です。本計画における多くの事業は、様々な人たちとのかかわりが重要な要素であることから、各種関係団体と連携し、施策を推進していきます。

第2節 計画の進捗管理

本計画の施策・事業の実施にあたっては、国や県等関係機関との情報交換、連携を強化するとともに、今後の社会・経済情勢の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、限られた財源の中で必要な施策・事業を、可能な限り着実に推進するよう努めます。そのため、PDCAサイクルに基づき、計画の実施状況について、定期的な点検を行うとともに、その後の対策については、住民の意見を反映させながら検討を行い、必要に応じて変更等の措置を講じるよう努めていきます。

また、計画の策定に向けては、子育ての当事者や支援者、保育・教育関係者等から構成される「白子町子ども・子育て会議」を設置し、議論を行っており、計画における実施状況や評価については、子ども・子育て会議で審議を行っていきます。



1 白子町子ども・子育て会議

(1) 白子町子ども・子育て会議規則

平成 25 年 9 月 30 日規則第 23 号

白子町子ども・子育て会議規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、白子町附属機関条例（平成 24 年白子町条例第 1 号）第 4 条の規定に基づき、本町における子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、白子町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

2 子ども・子育て会議は、前項に規定する事務に関し、必要に応じて町長に意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 児童福祉の関係者
- (3) 学校教育の関係者
- (4) 学識経験者
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(報酬及び旅費)

第7条 委員の報酬及び費用弁償は特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年白子町条例第3号）による。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

(2) 白子町子ども・子育て会議委員名簿

区 分	氏 名	役 職 等
学識経験者	◎河野 富喜子	元白子町立南白亀小学校校長
学校教育の関係者	○板倉 豊	元白子町立白子中学校PTA会長
子どもの保護者	浜野 広子	長生郡市次世代育成支援対策地域協議会委員
子どもの保護者	金坂 勝二	元白子町立白子中学校PTA会長
児童福祉の関係者	高山 操	白子町立南白亀保育所長
児童福祉の関係者	大多和 園子	白子町保健福祉課 主任保健師
児童福祉の関係者	田邊 みや子	白子町立白湯保育所 主任栄養士
学校教育の関係者	倉田 正江	元白子町立南白亀小学校PTA副会長
その他町長が必要と認める者	今井 高代	子育て経験者

(◎は会長、○は副会長)

2 計画策定の経過

年 月 日	事 項
平成 25 年 11 月	・ 町内の就学前児童のいる全世帯に「子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」を実施 ・ 第 1 回子ども・子育て会議の開催 ①子ども・子育て支援新制度について ②子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査について ③今後のスケジュールについて
平成 26 年 3 月	・ 「子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」集計
平成 26 年 4 月～ 平成 26 年 8 月	・ 量の見込み及び確保方策の検討
平成 26 年 9 月	・ 第 2 回子ども・子育て会議の開催 ①子ども・子育て支援事業計画（案）について ②子ども・子育て支援事業条例（案）について
平成 26 年 8 月～ 平成 26 年 12 月	・ 次世代育成支援対策地域行動計画に係る検証 ・ 計画書素案作成
平成 27 年 2 月	・ 第 3 回子ども・子育て会議の開催 ①子ども・子育て支援事業計画（案）について

白子町子ども・子育て支援事業計画



平成 27 年 3 月

発行 白子町 住民課

〒299-4292 千葉県白子町関 5074-2

T E L 0475-33-2112 (直通)